

平成30年4月11日

阪神北ふるさと文化の伝承事業市町関係者 各位

兵庫県阪神北県民局県民交流室長

平成30年度阪神北ふるさと文化の伝承事業について

平素より県政の推進にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、標記助成事業の募集を開始しましたので、貴市町において伝統文化を保存・継承している保存会等にご案内くださいますようお願いいたします。

記

1 送付物

- (1) 阪神北ふるさと文化の伝承事業について（記者発表資料）
- (2) 平成30年度阪神北ふるさと文化の伝承事業応募のご案内
- (3) 補助金交付申請書様式
- (4) 《参考》平成29年度広報ちらし
 - －ケトロンまつり版
 - －安倉音頭版
 - －六斎念仏～ひつつんつん～版

2 ホームページ

下記URLにて今年度助成団体の募集を行っています。応募案内や補助金交付申請書のデータも掲載しています。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/hnk02/furusatobunka/h30/furusatobunka_boshu.html

【連絡先】

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
兵庫県阪神北県民局県民交流室地域振興課 川西
TEL.0797-83-3133（直通） FAX 0797-86-4379
E-mail shouma_kawanishi@pref.hyogo.lg.jp

記者発表（記者発表・資料配付）

月／日 (曜日)	担当部局 (担当課名)	電話	発表者名 (担当者名)	その他 配付先
3/29 (木) 15:00	阪神北県民局 県民交流室 (地域振興課)	0797-83-3134	県民交流室長 政辻 孝克 (県民交流室長補佐 兼地域振興課長 寺田 隆裕)	-

阪神北ふるさと文化の伝承事業について

1 趣旨

地域の伝統芸能や伝統行事等を担う団体等に対して支援することにより、地域文化の次世代への伝承を図り、住民のふるさと意識を高める。

《地域の伝統文化の例》

踊り、田楽、お練り、獅子舞、にわか、唄、音頭、雅楽、人形劇、通過儀礼 等

2 事業内容

(1) 活動助成

- ①対象事業 地域の伝統文化を後継者（主に子どもたち）に伝承する事業
(地域独自に伝わる伝統芸能や伝統行事等を次世代に伝承するのに要する経費)
- ②対象団体 自治会、保存団体等で、地域の伝統文化を担っている団体等
- ③補助金額 1団体20万円を上限とする

(2) PR支援

助成先の取り組みを取材し、以下のPR素材を作成する。

- ①動画記録 伝統文化が行われる様子や保存・継承に向けた取り組みを取材し、動画記録を作成する。完成した動画記録は県HPへアップロードする他、管内各市町にも配布し、地域全体的に広報する。
- ②広報ちらし 伝統文化の保存・継承に向けた取り組みを取材し、各助成団体が保存・継承している伝統文化をPRできるちらしを作成する。県民局からも管内各市町や関係団体に送付し、地域全体的に広報する。

3 今後のスケジュール

- 4月2日～5月23日 募集
- 6月下旬 審査会
- 以降 活動取材、PR資料作成等

〈参考〉

前年度助成した伝統文化の広報ちらしを添付します。

平成30年度 阪神北ふるさと文化の伝承事業 応募のご案内

1. 対象事業

①地域の伝統文化（次の要件のいずれかを満たすもの）を後継者（主に子どもたち）に伝承する事業

例) 踊り、田楽、お練り、獅子舞、にわか、唄、音頭、雅楽、人形劇、通過儀礼 等

- 国・県・市町から無形文化財として指定されているもの
- 市・町史など市町が発行する文書において、地域の伝統文化として紹介されているもの
- 地域に現存することが珍しいなど、後世に保存するべきとして市町が推薦するもの

②交付決定日から平成31年3月29日までに実施、完了する事業

[対象とならない事業]

- 政治的活動を目的とするもの
- 宗教の宣伝広告など、宗教上の組織・団体の使用、便益、維持を目的とするもの
- 営利を目的とするもの
- 暴力行為、迷惑行為の恐れがあるもの
- 文化祭などの校内行事や企業・学校・地域団体内のサークル・クラブ活動など、団体内部の行事と見なされるもの
- 物品の制作を目的とするもの
- 公序良俗に反する、法令等に抵触するなど補助にふさわしくないもの

2. 対象団体

①阪神北地域内の自治会、保存団体等で地域の伝統文化を担っている団体

②組織、運営、代表者に関する事項を定めている団体

※対象としないもの

- ・宗教活動、政治活動、営利活動を主たる目的とする団体
- ・暴力団もしくはその統制下にある団体、その他公共の福祉に反する活動を行っている団体

3. 補助金額

1 団体あたり上限 20 万円

※事業内容等により、審査の結果不採択や補助金額の減額もあります。

4. 補助対象経費・補助対象外経費

補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費とします。領収書がない等使途が不明な経費、事業実施期間外に支払った費用は対象外となります。

〔補助対象経費例〕

- ①謝 金—講師等謝金、出演料等
※1人1回あたり3万円を上限
※スタッフ等関係者への謝金は不可
- ②旅 費—講師交通費実費、活動に要するスタッフ交通費実費
- ③需 用 費—事務用品等消耗品費
- ④使 用 料—会場・付属設備使用料
- ⑤記 録 費—ビデオ制作費、記録活動に必要な消耗品の購入費等
- ⑥委 託 費—事業に必要な業務を業者に委託する経費
※助成対象経費の1/2上限
- ⑦用 具 費—事業に必要な物品の制作に係る経費
※助成対象経費の1/2上限
- ⑧そ の 他—事業の実施にあたり、必要性が明確に認められる経費

〔補助対象外経費例〕

- ①謝 金—スタッフ等関係者への謝金
- ②旅 費—団体事務局の通常業務や研修の旅費
- ③消耗品費—会議・事業での弁当代、食事代、お茶代等の飲食費
- ④備品購入費—使用耐用期間がおおむね1年以上にわたり、対象事業以外でも使用する物品
- ⑤そ の 他—団体の事務所費用（家賃・光熱水費）

5. 応募方法

①募集期間

…平成30年4月2日（月）～5月23日（水）

②応募方法

…事業計画書等所定の書類を下記の問い合わせ先まで持参または郵送してください。

(1) 交付申請書（様式第1号、別紙1、2）

(2) 既存団体は、規約（会則、会員名簿等）及び過去の活動実績に関する資料（プログラム、チラシ等）

今後実行委員会を設立する団体については規約案（会則、会員名簿等）

- ・ 応募書類は募集期間内必着でお願いします。
- ・ 担当者の連絡先は、平日の昼間でも連絡が可能なものを記入してください。
（連絡可能時間が限られている場合はその旨追記してください。）
- ・ 応募受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。

6. 補助団体の決定等

① 県において審査会を設け、事業の効果・効率性、事業内容の具体性・専門性などの観点から応募書類を審査の上、補助団体を決定します。

② 補助金交付申請書を確認の上、交付決定通知書により交付金交付決定額をお知らせします。

7. 実績報告

①実績報告書の提出

…事業が完了した日から 30日以内、または平成31年4月29日のいずれか早い日までに 所定の実績報告書(様式第10号、別紙3)を提出してください。なお、提出期限までに報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

②補助金の支払い

…補助金は事業完了後に支払います。実績報告書等を確認の上、補助額を確定し、補助金請求書により指定された口座へ補助金を振り込みます。

8. 問い合わせ先

兵庫県阪神北県民局県民交流室地域振興課(寺田、川西)

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

TEL 0797-83-3133 FAX 0797-86-4379

※受付時間は平日の10:00~17:00(ただし、12:00~13:00を除く)

補助金交付申請書

平成 年 月 日

兵庫県阪神北県民局長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年度において、阪神北ふるさと文化の伝承事業を下記のとおり実施したいので、補助金

円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費区分(別記)

2 事業の着工予定年月日 平成 年 月 日

事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

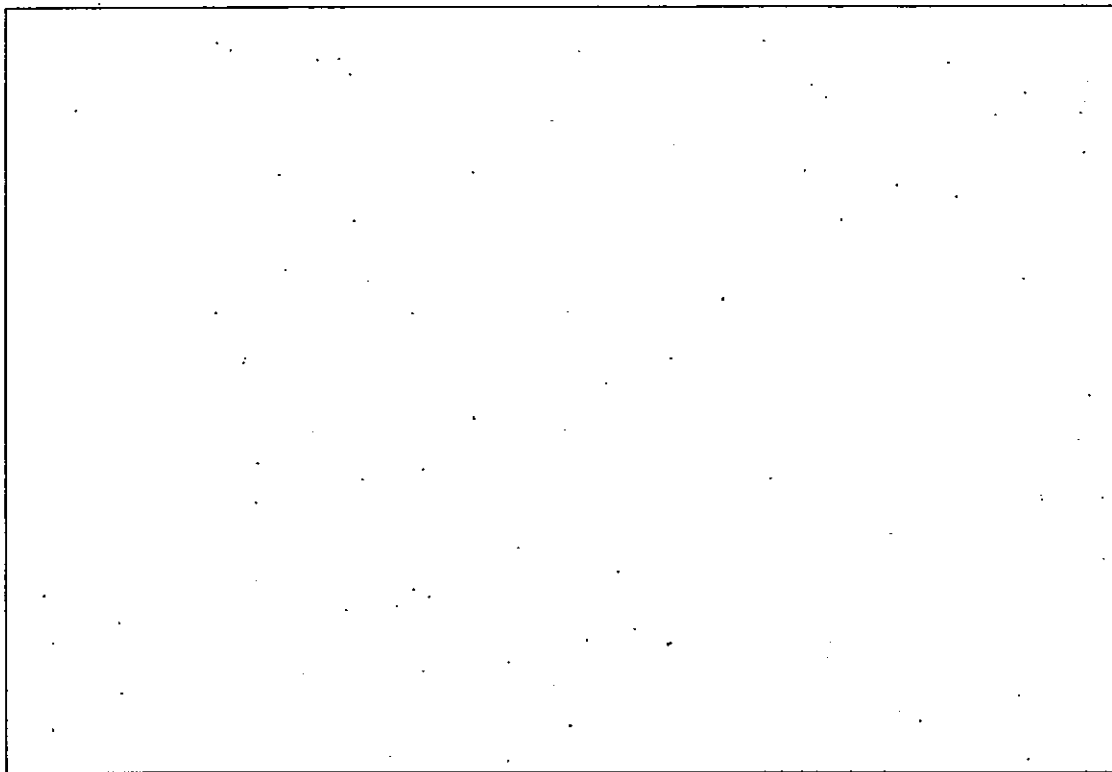
3 添付書類

事業計画書

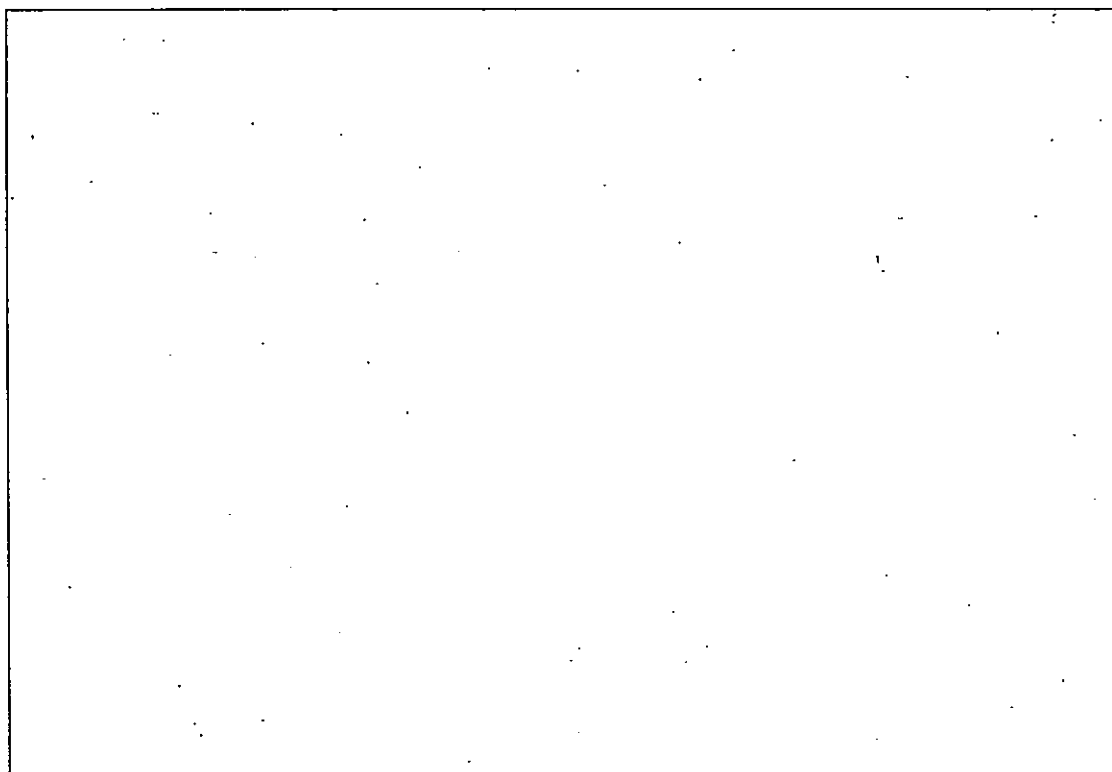
事業名 ()

団体名				
活動場所	1 名称			
	2 住所			
事業概要	1 趣旨・目的			
	2 事業内容			
事業スケジュール	年・月・日	活動概要	参加予定人数 (人)	
			スタッフ	参加者
期待される効果				
事業の特徴・ 創意工夫点	(例) 次世代に伝承する手法、記録方法、効果的な情報発信などの面で独創的な取り組みを記載してください。			

① 貴団体が伝承・保存している伝統芸能の現状または次世代に伝承するにあたっての課題を記載してください。



② ①で記載した現状・課題を踏まえ、どのような形で次世代に伝承すべきか記載してください。



収支予算書

1. 事業実施期間

(平成 年度) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 収入の部 (金額の記入単位: 円)

科目	金額 (円)	内訳
県助成金		
団体財源		
一般より参加費収入		
協賛金・寄付収入		
計		

※記入についての注意事項

申請事業における経費(総事業費の収支)は、すべて記入ください。
(なお事業報告では、助成対象分のみ領収書等で確認します。)

3. 支出の部（助成対象経費）

科目	事業に要する 経費	負担区分		経費明細
		自己負担額	補助金申請額	
①謝金 ※1人1回あたり上限3万円 ※スタッフ等関係者への謝金は不可				
②旅費				
③需用費				
④使用料				
⑤記録費				
⑥委託費 ※助成対象経費の1/2上限				
⑦用具費 ※助成対象経費の1/2上限				
⑧その他				
計				

4. 支出の部（助成対象外経費）

科目	事業に要する 経費	自己負担額	経費明細
計			

支出合計	
------	--

※記入についての注意事項

収入の部（収入合計）と支出の部（支出合計）が一致しているかご確認ください。

団 体 概 要 書

(ふりがな) 団 体 名		構 成 員 人 数	
(ふりがな) 代 表 者 職 ・ 氏 名			
所 在 地 (連 絡 先)	〒 _____ T E L : _____ F A X : _____ E-mail : _____		
設 立 年 月 日 及 び 設 立 目 的	設 立 年 月 日	1 昭 和 2 平 成	年 月 日
	(設 立 目 的)		
会 員 資 格			
活 動 実 績	※これまでの活動実績があれば記載してください。		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
申 請 書 に つ い て の 問 い 合 わ せ 先 ※平日の昼間連絡の 可能なもの	(ふりがな) 氏 名 _____ 住 所 〒 _____ T E L : _____ F A X : _____ E-mail : _____		

- ※ 既存団体については、規約（会則、会員名簿等）及び過去の活動実績に関する資料（プログラム、チラシ等）を添付してください。
- ※ 今後実行委員会等を設立する団体については、規約案（会則、会員名簿等）を添付してください。